

所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊	
件名	東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			区分 <input type="checkbox"/> 1審議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 2報告事項
関係事項	条例 規則			
事項	部課 機関			
<p>1 要旨</p> <p>(1) 家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める省令及び建築基準法施行令が改正されたことにより、上記条例を一部改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>①国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに基づき、条例で定める「小規模保育事業A型」と「保育所型事業所内保育事業」の保育士数の基準を緩和するもの → 改正内容は、国の基準緩和と同内容である。</p> <p>ア 朝夕の児童が少ない時間帯は、当分の間、職員2人のうち1人は保育士以外でも良いこととする。 →ただし残りの1名は「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とする。</p> <p>イ 保育士人数の算定に当たり、当分の間、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士とみなす。</p> <p>ウ 8時間を超えて開所するために必要な保育士については、当分の間、追加的に確保しなければならない保育士人数の範囲内で、「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」を保育士とみなして良いこととする。</p> <p>エ ただし、上記イ・ウの特例を適用する場合でも、各時間帯で必要となる職員のうち、保育士を2／3以上置かなければならないこととする。</p> <p>②建築基準法施行令が改正されて、保育施設の特別避難階段の階段室と連絡する付室の構造基準が整備されたことに伴うもの</p> <p>ア 4階以上にある保育室の避難用の屋内階段については、屋内と階段室とはバルコニー又は付室と呼ばれるスペースを通じて連絡することとされる。</p> <p>イ 屋内と階段室とが、この付室を通じて連絡する場合には、付室に排煙設備を設置することとされていたが、排煙設備の外に、流入防止装置でも良いこととされた。</p> <p>(3) 施行日 公布の日施行</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>①保育士が不足している状況下において、小規模保育A型の保育施設を開設しやすくなり、当市の待機児童解消に寄与する。</p>				
2 経過(現時点に至るまでの経過)	文書課において審査済み			
3 留意事項(問題点等)	特になし			
4 主管部処理案(検討結果等)	平成28年第2回市議会定例会に議案として提出したい。			
5 審議結果				

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。